

令和2年度

一般会計 歳出 第10款 1項 1目

12節

委託料

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当
			建築局建築企画課 建築環境担当 担当者名 林田 電 話 671-4526

設 計 書

1 委 託 名 長期優良住宅認定申請台帳システム構築業務委託

2 履 行 場 所 横浜市建築局建築企画課及び受託者社内

3 履行期間 期間 契約決定した日から 令和3年1月31日 まで
又は期限 期限 _____年 ____月 ____日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 _____

6 現 場 説 明 不要
 要 (____月 ____日 ____時 ____分 ____場所)

7 委 託 概 要
長期優良住宅の認定業務を継続的に管理するため、業務の効率的な
運用を行うシステムを構築する。
(1)要件定義 (2)基本設計 (3)詳細設計 (4)システム開発
(5)仮想マシン設定またはクラウドサービス設定、インフラストラクチャ構築
(6)システムテスト (7)運用テスト支援 (8)データ移行
(9)操作研修 (10)マニュアル等の整備 (11)立会い
(12)プロジェクト管理 (13)その他新システム開発に必要な業務

8 部 分 払

す る (回以内)

し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委 託 代 金 額		¥ _____
内 訳	業 務 価 格	¥ _____
	消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

内 訳 書

名 称	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
(1)要件定義	1	式			
(2)基本設計	1	式			
(3)詳細設計	1	式			
(4)システム開発	1	式			
(5)仮想マシン設定またはクラウドサービス設定、インフラストラクチャ構築	1	式			
(6)システムテスト	1	式			
(7)運用テスト支援	1	式			
(8)データ移行	1	式			
(9)操作研修	1	式			
(10)マニュアル等の整備	1	式			
(11)立会い	1	式			
(12)プロジェクト管理	1	式			
(13)その他新システム開発に必要な業務	1	式			
小計					
消費税及び地方消費税相当額					
合計					

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

長期優良住宅認定申請台帳システム
構築業務委託仕様書

令和2年度

横浜市建築局建築企画課

1 委託業務名

長期優良住宅認定申請台帳システム（以下「新システム」という。）構築業務委託

2 委託業務の目的

長期優良住宅の認定申請は新規で年間約 2,200 件、変更認定で約 700 件あり、各種通知書作成に伴う事務の効率化が必要である。また認定後 5～10 年毎に行う維持保全状況調査のため、現状、年度毎に分かれているエクセルシートによる台帳をデータベース化することで、継続的に台帳管理できることが必要である。

また、利用実態に合った運用形態の構築を含め、シンプルで使い易いシステムの再構築を目指す。

3 委託業務の範囲

新システムは令和 3 年 1 月の稼動を予定しており、本委託では以下の業務を行うこととする。なお、各作業の成果物については、「10 納品物件」に定める納期までに作成を完了し、本市担当者の承認を得ること。

(1) 要件定義

本仕様書、及び本市職員へのヒアリング等の内容に基づき要件定義を行い、「長期優良住宅認定申請台帳システム要件定義書」を作成すること。

(2) 基本設計

「長期優良住宅認定申請台帳システム要件定義書」等の内容に基づき基本設計を行い、「長期優良住宅認定申請台帳システム基本設計書」を作成すること。

(3) 詳細設計

「長期優良住宅認定申請台帳システム基本設計書」等の内容に基づき詳細設計を行い、「長期優良住宅認定申請台帳システム詳細設計書」を作成すること。

(4) システム開発

「長期優良住宅認定申請台帳システム詳細設計書」等の内容に基づき、システム開発を行うこと。また、プログラムの単体・結合テスト等を実施し、システム開発における品質を保証すること。

(5) 仮想マシン設定またはクラウドサービス設定、インフラストラクチャ構築

本システムの構築は、横浜市総務局 ICT 基盤管理課が提供する仮想化プラットフォーム（仮想マシン環境）または地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供するネットワークである LGWAN 上におけるクラウドサービス（LGWAN ASP）、または LGWAN に接続したクラウドサービス事業者が提供するサービスでの構築を想定する。

なお、本市が保有する仮想化プラットフォームを使用する場合は、仮想マシンのデザインシートを作成すること。また、仮想マシン、ネットワーク、バックアップ設定、運用管理基盤設定等の各申請書等、横浜市仮想基盤所管部署へ提出する各種書類を作成すること。

なお、LGWAN ASP、または LGWAN に接続したクラウドサービス事業者が提供するサービスにより構築した場合は、その設定のデザインシート、ネットワーク、バックアップ設定、運用管理基盤設定等の各申請書等、横浜市行政情報ネットワーク所管部署、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）、クラウドサービス事業者へ提出する各種書類を作成すること。

また、別途調達する端末とプリンターについて機器の設定を行うこと。

(6) システムテスト

新システムの総合的なテストを実施し、問題なく稼動することを検証すること。

なお、テスト内容についてはテストを実施する前に本市担当者の承認を得るものとする。また、テスト内容、結果、および不具合処置事項等についてシステムテスト仕様書兼成績書にて報告すること。

(7) 運用テスト支援

本市担当者の実施する運用テストについて、本市担当者に運用テストの要件をヒアリングした上

で、テスト項目や評価基準などを定めた運用テスト仕様書を作成すること。なお、運用テスト仕様書の内容については、運用テスト実施前に本市担当者の承認を得るものとする。

本市担当者が運用テストを実施するにあたり、本市の環境にシステムをリリースすること。なお、運用テスト実施時には立会いを行い、随時質疑に回答するなどのサポートを行うこと。運用テストで指摘を受けた事項について、修正等の対応を行うこと。

(8) データ移行

現在、年度毎に分かれているエクセルシートによる台帳を新システムに取り込むこと。データ移行仕様書兼報告書を作成し、新システムにおけるデータの正当性及び新システムでの正常動作を保証すること。

(9) 操作研修

「研修用テキスト」を作成し、本市職員(10名程度を想定)に対して本システムの操作研修を行うこと。なお、研修の回数については複数回に分かれることを前提とする。操作研修については一般的なものではなく本市の長期優良住宅建築等計画認定申請業務の運用に沿った形での内容とすること。

研修の会場は横浜市で用意しますが、端末については受託者で用意すること。

(10) マニュアル等の整備

本システムについて、本市システム管理担当者向けの管理操作マニュアルと、それ以外のユーザ(本市職員)向けの簡易操作マニュアルを作成すること。

(11) 立合い

以下について、本市指定の場所(横浜市内)において立会いを行い、立会い中に問題が発生した場合には速やかに対応を行うこと。なお、立合い日程については予定とする。

ア システムテスト	令和2年8月
イ 運用テスト支援	令和2年9月
ウ データ移行	令和2年10月
エ 仮稼働	令和2年12月
オ 本稼働	令和3年1月

(12) プロジェクト管理

本契約締結後概ね2週間以内に履行計画書を作成し、本市担当者に事前承認を得た上でプロジェクトを推進すること。履行計画書の記載内容は次のとおりとする。

- ア 業務の目的、委託業務内容
- イ WBS(作業分解図)
- ウ 成果物一覧
- エ マスタスケジュール
- オ 体制図
- カ 役割分担表
- キ 会議体計画
- ク 課題進捗管理方法
- ケ リスク管理方法
- コ 品質管理方法
- サ 構成管理方法
- シ セキュリティ対応方針
- ス スコープ変更ルール

その他、プロジェクト管理に関して、本市が指定もしくは業務上必要とする書類がある場合には、適宜提出すること。

なお、プロジェクトの管理状況については、定例会等においてプロジェクト管理報告書を定期的に提出して報告するものとする。報告頻度及び報告書の内容・形式については、契約締結後、受託者が提案し、本市担当者の承認を得ること。

また、本システムの運用開始後、プロジェクト管理報告書、成果報告書を作成し、本委託の作業結果について本市担当者に報告を行うこと。

(13) その他新システム開発に必要な業務

定例会の資料作成など、その他本市が必要とするもの。

4 履行場所

横浜市建築局建築企画課（横浜市中区相生町 3-56-1 KDX横浜関内ビル

※令和2年6月15日以降は新市庁舎）、及び受託者社内

5 履行期間

契約日から令和3年1月31日まで

6 機能要件

下記に示す、本システムで取り扱う主要な情報について、必要とする機能、項目は以下とする。また機能、項目の追加については協議の上決定していく。

機能	必要とする項目
新規認定申請	認定番号、申請年月日、認定年月日、根拠条文、申請者住所・氏名、地名地番、敷地面積、建築面積、床面積、建て方、階数（地上・地下）、構造（一部）、確認の特例、工事着手予定日、工事完了予定日、譲受人決定予定日、手数料、定期点検等実施予定者住所・氏名、計画地の住所、箱番号
変更認定申請（8条）	認定番号、変更認定番号（8条）、変更認定申請年月日、変更認定年月日（8条）、根拠条文、変更の概要、手数料
変更認定申請（9条）	認定番号、変更認定番号（9条）、変更認定申請年月日、変更認定年月日（9条）、根拠条文、譲受人住所・氏名、手数料
承認申請	認定番号、承認申請年月日、承認通知年月日、根拠条文、承継が生じた原因、被承継者氏名、手数料
取りやめ申出（認定後）	認定番号、取りやめ申出年月日、取消通知年月日、取消通知番号、理由
再交付申請	認定番号、再交付申請年月日、再交付年月日、理由、手数料
取下届（認定前）	認定番号、取下届年月日
軽微変更	認定番号、軽微変更届年月日、変更内容
完了報告	認定番号、完了報告書年月日
維持保全状況調査	認定番号、指導進捗、報告No.、報告書受理日、提出方法、定期点検等実施者名前・住所・電話番号、報告書の回答項目（12項目程度）、添付書類名

(1) 情報管理機能

ア 登録機能

上記情報を本システムに入力し、登録する。

イ 検索機能

上記各情報について、特定の条件により検索する。検索した結果として、関連する情報を個別または一覧で表示・参照する。

ウ 修正機能

検索機能を用いて特定された情報を個別または一覧で表示し、修正・再登録する。

エ 取込機能

特定のファイルを指定して情報をシステムに取り込み、登録する。

オ 印刷機能

検索機能を用いて特定された情報を個別または一覧で表示し、文書印刷及び Excel 作成を行う。

(2) 認証機能

次の機能を有すること。

ア 本人認証機能

ユーザ ID とパスワードの組み合わせ

(3) セッションタイムアウト機能

セキュリティの観点からセッションタイムアウトを設けること。

ア タイムアウト発生時の処理

本文を入力する画面においてタイムアウトとなった場合、タイムアウトの表示を行うとともに入力したデータを失わないための対応ができること。

イ タイムアウト時間の設定

タイムアウト時間については、本市担当者(管理者)が任意に設定変更できること。

(4) 他システムとの連携

ア 情報共有基盤システム仮想基盤との連携

(ア) 各種情報の授受

本システムは他のシステムとの連携は想定していない。

(5) ユーザ管理

ア 管理方法

ユーザ情報の管理は、システム管理担当が一元的に行えること。

イ ユーザ区分と権限

ユーザは一般職員、所属の環境担当、システム管理担当とし、それぞれの業務に基づき下表の権限の制限を設ける。

	登録	検索	修正	データ取込	通知書等印刷	データ出力	マスターメンテナンス
関連部署	—	○	—	—	—	○	—
建築企画課環境担当	○	○	○	○	○	○	—
システム管理担当	○	○	○	○	○	○	○

(6) その他の要件

ア 画面のデザイン

利用者の利便性を考え、配色、ボタン配置等、各画面ではデザインを極力共通化すること。

イ 画面構成

ストレスなく操作できるように、画面構成には十分配慮すること。

また、操作ミスや入力漏れを誘発しないように、各画面での横方向へのスクロールは不要な構成とすること。

画面上の項目は、入力項目か表示項目かの判別、入力項目については入力必須かどうかの判別が容易なデザインとすること。

また、特定の情報が入力されるべき項目については、リスト等から入力候補を選択させる方法等により、エラー入力を防ぐとともに初期表示を設定できること。

起案日、検索条件等の入力については、通常使われる文字・数値を初期設定値としてあらかじめ表示させ、省力化できること。

ウ サポート言語

各操作画面での表示言語は日本語とし、他国語への対応は必須としない。ただし、入力項目については、英数字レベルまでの入力が可能であること。

エ 文字コード

文字コードについては特に定めないが、クライアント環境において特別な操作をすることなく表示が可能であること。

オ 入力チェック機能

クライアントからのデータ入力時には、必要な項目について論理チェックを行い、不整合な入力項目について操作画面に表示を行い、操作者に通知できること。

カ サービス停止およびサーバ停止

本システムの仮想マシン(サーバ)およびサービス停止については、仮想基盤側の計画メンテナンスおよび保守メンテナンス(臨時の場合含む)時とし、いずれの場合も基盤システム所管部門から事前連絡があるものとし、特に計画メンテナンス時の事前連絡受領時には、本システム担当者はシステムの稼働計画として利用者に事前に周知することとする。計画メンテナンス、臨時メンテナンスにかかわらず、それらに伴う仮想マシン(OS・ジョブ・監視を含む全サービス)の停止および再開については本システム担当者により実施することとする。

キ マスターメンテナンス

システムの大幅な変更を伴わない項目の追加、削除や印刷帳票の様式変更などに対応することができるようにすること。

7 システム機能要件

本システムは、新規情報登録・情報管理・帳票出力機能、維持保全状況調査情報処理機能、その他処理等機能の3機能を主軸に、各機能に付随するサブ機能から構成すること。

(1) 新規情報登録・情報管理・帳票出力機能

本システムで取り扱う情報の登録、変更等を行い、情報を管理、帳票出力する機能。

ア 新規認定申請情報登録・管理・帳票出力機能

新しく認定申請が申請された場合に、新規認定申請として関連する情報を登録、また、認定申請の情報に変更が生じた場合にその内容を更新する機能。

新規認定申請の情報を更新・帳票出力する際は、新規認定申請ごとに割り当てられた新規認定申請番号をもとに検索し、該当する認定申請情報を画面上から更新・帳票出力できるものとする。

イ 変更認定申請（8条）情報登録・管理・帳票出力機能【計画の変更、時期の変更】

新しく変更認定申請（8条）が申請された場合、新規認定申請ごとに割り当てられた新規認定申請番号をもとに検索し該当する新規認定申請情報を画面に表示、変更認定申請（8条）として関連する情報を登録、また、変更認定申請の情報に変更が生じた場合にその内容を更新する機能。

変更認定申請（8条）の情報を更新・帳票出力する際は、変更認定申請（8条）ごとに割り当てられた変更認定申請番号をもとに検索し、該当する変更認定申請情報を画面上から更新・帳票出力できるものとする。

ウ 変更認定申請（9条）情報登録・管理・帳票出力機能【譲受人の変更】

新しく変更認定申請（9条）が申請された場合、新規認定申請ごとに割り当てられた新規認定申請番号をもとに検索し該当する新規認定申請情報を画面に表示、変更認定申請（9条）として関連する情報を登録、また、変更認定申請の情報に変更が生じた場合にその内容を更新する機能。

変更認定申請（9条）の情報を更新・帳票出力する際は、変更認定申請（9条）ごとに割り当てられた変更認定申請番号をもとに検索し、該当する変更認定申請情報を画面上から更新・帳票出力できるものとする。

エ 承認申請情報登録・管理・帳票出力機能【地位の承継】

承認申請された場合、新規認定申請ごとに割り当てられた新規認定申請番号をもとに検索し該当する新規認定申請情報を画面に表示、承認申請として関連する情報を登録、また、承認申請の情報に変更が生じた場合にその内容を更新する機能。

承認申請の情報を更新・帳票出力する際は、承認申請ごとに割り当てられた承認申請番号をもとに検索し、該当する承認申請情報を画面上から更新・帳票出力できるものとする。

オ 取りやめ申出情報登録・管理・帳票出力機能【認定後の取り止め】

取りやめ申出された場合、新規認定申請ごとに割り当てられた新規認定申請番号をもとに検索し該当する新規認定申請情報を画面に表示、取りやめ申出として関連する情報を登録、また、取りやめ申出の情報に変更が生じた場合にその内容を更新する機能。

取りやめ申出の情報を更新・帳票出力する際は、取りやめ申出ごとに割り当てられた取りやめ申出番号をもとに検索し、該当する取りやめ申出情報を画面上から更新・帳票出力できるものとする。

カ 再交付申請情報登録・管理・帳票出力機能

再交付申請された場合、新規認定申請ごとに割り当てられた新規認定申請番号をもとに検索し該

当する新規認定申請情報を画面に表示、再交付申請として関連する情報を登録、また、再交付申請の情報に変更が生じた場合にその内容を更新する機能。

再交付申請の情報を更新・帳票出力する際は、再交付申請ごとに割り当てられた再交付申請番号をもとに検索し、該当する再交付申請情報を画面上から更新・帳票出力できるものとする。

キ 取下届情報登録・管理機能【認定前の取り下げ】

取下届が提出された場合、新規認定申請ごとに割り当てられた新規認定申請番号をもとに検索し該当する新規認定申請情報を画面に表示、取下届として関連する情報を登録、また、取下届の情報に変更が生じた場合にその内容を更新する機能。

ク 軽微変更情報登録・管理機能

軽微変更届が提出された場合、新規認定申請ごとに割り当てられた新規認定申請番号をもとに検索し該当する新規認定申請情報を画面に表示、軽微変更として関連する情報を登録、また、軽微変更の情報に変更が生じた場合にその内容を更新する機能。

ケ 完了報告情報登録・管理機能

完了報告書が提出された場合、新規認定申請ごとに割り当てられた新規認定申請番号をもとに検索し該当する新規認定申請情報を画面に表示、完了報告として関連する情報を登録、また、完了報告の情報に変更が生じた場合にその内容を更新する機能。

(2) 維持保全状況調査情報処理機能

ア 「維持保全状況調査対象情報」出力機能（県へ報告）

工事完了予定日、認定計画実施者について条件が該当するデータを表示、Excel ファイルに出力

イ 維持保全状況調査情報インポート機能

県から提供された「維持保全状況調査対象情報」（Excel ファイル）を、新規認定申請ごとに割り当てられた新規認定申請番号をもとに検索し、「維持保全状況調査対象情報」をインポートできるものとする。

ウ 維持保全状況調査情報登録・管理機能

新規認定申請ごとに割り当てられた新規認定申請番号をもとに検索し、該当する新規認定申請情報を画面に表示し、維持保全状況調査情報として関連する情報を登録、また、その情報に変更が生じた場合にその内容を更新する機能。

維持保全状況調査情報を更新する際は、新規認定申請ごとに割り当てられた新規認定申請番号をもとに検索し、該当する維持保全状況調査情報を画面上から更新できるものとする。

エ 維持保全状況調査情報帳票出力機能

維持保全状況調査の対象となったデータについて、帳票（依頼文・報告書）出力できるものとする。

(3) その他処理等機能

ア 認定情報出力機能

新規情報登録・情報管理・帳票出力機能 ア～ケの申請について、条件に該当するデータを表示、Excel ファイルに出力。

イ 手数料情報出力機能

新規情報登録・情報管理・帳票出力機能 ア～ケの申請について、条件に該当するデータを表示、Excel ファイルに出力。

8 性能要件

(1) システムの利用時間等

ア システムの利用時間

システムの利用時間は原則として平日、7時～22 時までの利用とする。22 時以降については、システム上必要なバッチ処理に充てるものとする。

イ システム稼働率

システム利用時間内におけるシステム稼働率については、99%以上確保すること。

(2) 処理能力要件

ア 応答時間

オンライン処理の応答時間は、通常入力画面についてはネットワーク遅延を除外して概ね5秒以内（ただし検索処理については30秒以内）とすること。

また、入力に対してサーバ側が処理を行っている間は、画面に処理中の表示をするなど職員による再入力を防止できること。

イ 同時アクセス数

クライアントからの同時アクセス数について、最大10名/時間からの同時アクセスに耐えうる仕様とすること。

9 システム構築要件

(1) システム開発要件

本システムは既存のクライアント PC、ネットワーク環境を可能な限り利用するため、Web システム方式のシステムとして構築すること。

なお、本システム開発にあたっては、仮想化プラットフォームで開発する場合にはオープンソースソフトウェアの使用を原則とする。パッケージソフトウェアやその他プログラムプロダクト（以下ソフトウェア）を使用する場合には必要な数量分のソフトウェアのライセンス取得費用を本調達に含むものとする。

また、仮想化プラットフォームで開発する場合には、OSの「Windows Server」「Red Hat Enterprise Linux」についてはプラットフォームで提供します。それ以外の OS を利用する場合には、その費用を本調達に含んでください。

(2) クライアント PC 要件

ア クライアント PC におけるサポート OS

原則として、以下に掲げる OS をサポート対象とすること。

- ・ Microsoft Windows 10 Professional 以上
- ・ Microsoft Windows 8.1 Pro 以上

また、OS のバージョンアップに対応できること。ただし、改修等が必要な場合、かかる費用については、別途協議を行うものとする。

イ クライアント PC におけるサポートブラウザ

原則として、以下に掲げる Web ブラウザをサポート対象とすること。

- ・ Microsoft Internet Explorer 11.0 以上

また、Web ブラウザのバージョンアップに対応できること。ただし、改修等が必要な場合、かかる費用については、別途協議を行うものとする。

ウ クライアント PC の要求性能

接続パソコンの CPU、メモリ、ハードディスクの性能については、システムを利用するために高い性能を必要としないこと。(以下のスペックのパソコンでもシステムを実用的に利用できること)。

CPU : Intel(R) Core(TM) i3-4100M CPU @ 2.50GHz

OS : Microsoft Windows 8.1 Pro

メモリ : 8GB

なお、クライアント PC のディスプレイの解像度は、1024×768 ドット(XGA)を前提とすること。

また、それ以上の解像度の場合でも、画面の最大化やスクロール等に不都合なく対応可能な設計とし、不必要に業務ウィンドウサイズを固定しないこと。

エ 必要となるセットアップ等

システムの利用に当たり、職員によるクライアント PC への特別な設定やソフトウェアのインストールなどが必要となることのないようにすること。

(3) サーバーのハードウェア・ソフトウェア要件

ア ハードウェア構成

- ・ Web システムのシステム構築に必要なサーバ機器群。
- ・ 業務継続性を高めるためのバックアップ機器。

イ ソフトウェア要件

データベース及び管理システムなどのミドルウェアは、特に限定しないが、一般的な自治体の導入状況、市場性などを考慮した上でなるべく安価なものを選定すること。

(4) ネットワーク要件

ア ネットワーク構成

本市庁内 LAN (Y C A N) を標準的に活用できること。

なお、クライアント PC が接続するネットワークの拠点間における回線速度が十分に確保されていない場合(回線速度の実測値が 10Mbps 程度)でも、「8 性能要件」に記載の応答時間以内に応答すること。

(5) セキュリティ要件

ア ウイルス対策

サーバ等システム機器について、セキュリティ対策ソフトウェアのウイルス定義ファイル及びその更新プログラムを、即時性を考慮した上で適切なタイミングで更新すること。

イ Web サーバの脆弱性対策

本システムを構築するにあたっては、「12 適用文書」の(5)に記載の脆弱性に対する対策を取ること。システム構築後、対策が取れていることの確認を行うため、受託者の責任で診断を行

い、診断結果報告書を提出すること。なお、診断を第三者機関に委託する場合は受託者が費用を負担することとする。診断の結果、対策が不十分と判断された場合は本委託期間内に適切な是正措置を行うことを必須とする。従って、システム構築のスケジュールには是正期間を鑑みた十分な余裕を取る。

また、履行期間内においては受託者が主体的にサーバの脆弱性について情報収集し、同適用文書に記載されていない脆弱性についても、対応すべきと考えられるものについては対策を行うこととする。

(6) システムの可用性に関する要件

ア ログの取得

通信のログについては、日時や対象アプリケーション若しくはサービス、クライアント PC 情報など、追跡が可能となる情報をログとして取得すること。

業務のログについては、保存、参照、更新、複写及び廃棄の日時並びに実施者の記録など、どのような作業をいつ、だれが行ったかの確認が可能となる情報をログとして取得すること。

システムのログについては、導入した各種アプリケーションの動作状況や残存リソースなど、運用保守上必要となる情報をログとして取得できること。

なお、ログの取得についてはデータ容量や管理に十分配慮し、必要に応じて別のサーバなど外部出力を行うことも可能とする。

イ データバックアップ及びリストア

障害対応等に備えて、システムを停止することなく毎日バックアップデータを取得すること。

バックアップ取得作業は、自動化することを前提とし、原則としてシステム運用担当者による操作を必要としないこと。ただし、バックアップメディアの交換などの物理的な作業については、この限りではないが、極力自動化できることが望ましい。

また、バックアップデータについては、世代管理することとし、1週間程度前の状態にまで戻すことを可能とすること。

なお、リストア手順については、十分な検証を行い、取得したバックアップデータを用いて正しく復旧できることを事前に確認すること。

(7) システム開発環境等

ア 開発環境

開発環境については、受託者が用意・構築し、アプリケーション開発を行うこと。

イ テスト環境

テスト環境については、受託者が開発環境として用意・構築し、アプリケーションテストを行うこと。また、システムテストや運用テストにおいては、ネットワークを活用した検証が必要であることから、システムの本番運用環境で実施すること。

(8) システム移行要件

以下にシステム移行に関する要件を示すが、システム移行計画の具体については、業務処理への影響や各所属等における負担の度合い等を勘案し、詳細設計で決定する。

ア 基本的な考え方

データ移行に当たり、必要となる現行データに関する調査、関係課との調整の上で設計・開発・実施等を行うこと。

現行データの移行に当たっては、本市と協議の上、基本設計及び詳細設計において移行範囲を決定する。

イ 現行データの利用状況等

現行データの利用状況については、平成 21 年度から令和元年度のデータ件数が約 35000 件である。

ウ データ移行の方法

現行システムに蓄積されているデータ全てが、引き続き新システムで利用が必要であるため、全てのデータを移行する。

エ 移行手順の作成

移行設計の結果を受けて移行手順書の作成を行うこと。

オ 移行スケジュール

移行本番までにリハーサルを実施し、確実な移行を行うこと。

カ その他

移行結果の検証や不具合があった場合は、現行システムの保守管理業者と協力して作業を行い、迅速に対応すること。

(9) テスト要件

テストの実施計画については、詳細設計において本市と協議の上具体的な内容等を決定すること。

ア テスト実施における特記事項

(ア) テスト環境

運用業務テスト以降の各テストについては、本番稼働時に利用するシステム機器等による実施を想定している。このため、システム機器等については、当該テストの実施時期を踏まえて調達及びセットアップを行うこと。

(イ) テスト実施計画の策定

運用業務テスト以降の各テストについては、本番稼働時に利用するシステム機器等による実施を想定している。このためテストの実施時、各テストの要件及び実施の方法について、本市と協議の上、決定するものとする。

(10) ドキュメント整備要件

ア 各工程の計画、成果を示すドキュメントの作成

各工程において作成を要する各種設計書等の内容については、当該工程に着手する前に本市と十分協議するとともに、完成時には本市に対して十分な説明を行い、内容の承認を得てから納品すること。なお、本市が作成を不要と認めたドキュメントについては、省略できるものとする。

システムの開発に当たり、パッケージソフトウェアを利用する場合には、システム構成におけるパッケージソフトウェアの位置付けや、業務プログラム等として作り込む部位がわかる説明資料を付けること。

イ ドキュメントの随時改定

納品済のドキュメント類について、システム稼働後に生じた運用保守業務の見直しやシステムの改修等に伴い内容の更新が必要となった場合は、本委託の履行期間内に限り、最新の状態に更新すること。

また、ドキュメント等の内容を更新する場合は、本市に対して十分な説明を行い、内容の承認を得てから実施すること。

10 納品物件

(1) 提出先

ア プログラム、実行モジュール等

横浜市建築局建築企画課および横浜市情報共有基盤システム所管部署が指定するサーバ、クライアント端末等へインストールすること。

イ 「ア」以外の納品物件

横浜市建築局建築企画課へ納品すること。

(2) 提出物・提出方法・納期

提出物	提出方法	納期
ア 履行計画書	電子媒体 2 部 紙媒体 2 部	契約締結日から 2 週間以内
イ 長期優良住宅認定申請台帳システム要件定義書	電子媒体 2 部 紙媒体 2 部	令和 3 年 1 月 31 日まで
ウ 長期優良住宅認定申請台帳システム基本設計書	電子媒体 2 部 紙媒体 2 部	令和 3 年 1 月 31 日まで
エ 長期優良住宅認定申請台帳システム詳細設計書	電子媒体 2 部 紙媒体 2 部	令和 3 年 1 月 31 日まで
オ 仮想マシン等デザインシート	電子媒体 2 部 紙媒体 2 部	令和 3 年 1 月 31 日まで
カ システムテスト仕様書兼成績書	電子媒体 2 部 紙媒体 2 部	令和 3 年 1 月 31 日まで
キ オペレーションテスト仕様書	電子媒体 2 部 紙媒体 2 部	令和 3 年 1 月 31 日まで
ク データ移行仕様書兼成績書	電子媒体 2 部 紙媒体 2 部	令和 3 年 1 月 31 日まで
ケ 研修用テキスト	電子媒体 2 部 紙媒体 2 部	令和 3 年 1 月 31 日まで
コ 管理操作マニュアル	電子媒体 2 部 紙媒体 2 部	令和 3 年 1 月 31 日まで
サ 簡易操作マニュアル	電子媒体 2 部 紙媒体 2 部	令和 3 年 1 月 31 日まで
シ 展開手順書	電子媒体 2 部 紙媒体 2 部	令和 3 年 1 月 31 日まで
ス 展開結果報告書	電子媒体 2 部 紙媒体 2 部	令和 3 年 1 月 31 日まで

セ 開発プログラム、実行モジュール	電子媒体 2 部	令和 3 年 1 月 31 日まで
ソ プロジェクト管理報告書、成果報告書	電子媒体 2 部 紙媒体 2 部	令和 3 年 1 月 31 日まで
タ 仮想マシン、ネットワーク、バックアップ設定、運用管理基盤設定等の各申請書等、横浜市情報共有基盤システム所管部署へ提出する各種書類	電子媒体 2 部 紙媒体 2 部	令和 3 年 1 月 31 日まで
チ その他、本市が必要とする資料等	契約後、本市担当者と協議の上、決定をおこなう。	契約後、本市担当者と協議の上、決定をおこなう。

※納期が同一のドキュメントについては、電子媒体の提出を取りまとめても構わないこととする。

ただし、その際はラベル面にドキュメント名を印字するなど、紙媒体との紐付けを明確にすること。

※電子媒体は異なるメーカーのものを 1 部ずつ使用すること。

1 1 特記事項

- (1) 本システム開発業務の契約の履行過程で生じた著作権法第 21 条、第 26 条の 2、第 26 条の 3、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権及びノウハウ（営業秘密）は本市に帰属するものとする。ただし、開発にパッケージなどのソフトウェアを使用した場合、当該パッケージ部分についてはこの限りではない。
- (2) 本システムの開発作業拠点は日本国内に設置し、本市担当者と開発責任者が密に連絡の取れる体制とすること。

1 2 適用文書

- (1) 「委託契約約款」
受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「委託契約約款」を遵守しなければならない。なお、本業務委託の契約は、令和 2 年 4 月 1 日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市契約約款を適用することとします。
- (2) 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」
受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 「個人情報取扱特記事項」
受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 「Web アプリケーションの作成基準」
受託者は Web アプリケーションの開発にあたっては、可能な限り別記「Web アプリケーションの作成基準」に従うこと。適用出来ない項目については、本契約締結後、本市担当者と協議を行うこと。
- (5) 「Web アプリケーションの脆弱性チェックリスト」
受託者は Web アプリケーションの開発にあたっては、別記「Web アプリケーションの脆弱性チェックリスト」に記載の脆弱性への対策を行うことを必須とする。

委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- (内訳書及び工程表)
- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。
- (着手届出)
- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。
- (権利義務の譲渡等の制限)
- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したものと及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (著作権の譲渡等)
- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。
- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も

同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。
- 5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。
- 6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかきがあり、使用に適当でないことを認めるときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。

この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

- 10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。
- 11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に品物を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

- 2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）
 - (2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。
 - (3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。
 - 3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。
 - (1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。
、設計図書を訂正する場合
 - (2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの 委託者が行う。
 - (3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の 委託者と受託者とが協議して行う。

履行の内容の変更を伴わないもの

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する

ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別な事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
 - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないことと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、

委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を超過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法(昭63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。(前金払)

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物にかしがあるときは、

受託者に対して当該かしの修補又は当該修補に代え、若しくは当該修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、当該かしが重要でなく、かつ、当該修補に過分の費用を要するときは、委託者は、当該修補を求めることができない。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、契約の履行の目的物の引渡しの日から1年以内に行わなければならない。ただし、当該かしが受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、かし担保期間について設計図書で別段の定めをした場合は、その図書の定めるところによる。
- 4 委託者は、契約の履行の目的物が第1項のかしにより滅失し、又はき損したときは、前2項に定める期間内で、かつ、委託者がその滅失又はき損の事実を知った日から6箇月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、契約の履行の目的物のかしが支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第35条 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができない場合においては、委託者は、損害金の支払を受託者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、年5パーセントを乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。この場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。
- 3 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合等不正行為に対する措置)

第35条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

- (1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

(委託者の解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期

間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかにな
いと認められるとき。

- (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又
は認可等を失ったとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その
違反によりこの契約の目的を達することができないと認
められるとき。
- (6) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められ
る相当の理由があるとき。
- (7) 第38条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申
し出たとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第36条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、
受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約
金として委託者の指定する期間内に支払わなければなら
ない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期
継続契約においては、この条における契約代金額を、
契約代金の総額と読み替える。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責
めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行
不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項
第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定
による破産手続開始の決定があった場合において、同
法の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）
の規定による更生手続開始の決定があった場合におい
て、同法の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）
の規定による再生手続開始の決定があった場合におい
て、同法の規定により選任された再生債務者等

第36条の3 委託者は、この契約に関して、受託者が第35条
の2第1項に該当する場合は、この契約を解除することが
できる。

第36条の4 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又
は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当する
ときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第
51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条
第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、
条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力
団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力
団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員
等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第
75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実が

あるとき。

(3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、
原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方
が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知り
ながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号の
いずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料
の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第
3号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対
して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかつ
たとき。

2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定は
その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用
する。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合に
おいては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する
額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなけ
ればならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく
長期継続契約においては、この条における契約代金額を、
契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるとき
は、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

第37条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第36条、
第36条の3及び前条第1項に規定する場合のほか、必要が
あるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したこと
により受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しな
なければならない。

(受託者の解除権)

第38条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、
この契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金
額が3分の2以上増減（消費税等率の変動に伴う金額の
増減は含まない。）したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間
の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、
6月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部
のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行
が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除され
ないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契
約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に
おいて、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請
求することができる。

(解除に伴う措置)

第39条 委託者は、第36条から第38条までの規定によりこの
契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分

を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額（第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第36条、第36条の3及び第36条の4の規定に基づくとき。 当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の利息を付した額

(2) 解除が前2条の規定に基づくとき。 当該余剰額

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第36条、第36条の2及び第36条の3の規定に基づくとき。 委託者が定める。

(2) 解除が前2条の規定に基づくとき。 受託者が委託者の意見を聴いて定める。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。
(暴力団等からの不当介入の排除)

第40条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第41条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第42条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は

内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第35条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第43条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とは協議して定める。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。))及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを

禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合は、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。

個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

Web アプリケーションの作成基準

2009/08/24

この文書では、各種 Web ベースのアプリケーション (Perl 等を利用した CGI プログラムだけでなく、PHP や Servlet 等も全て含む) を作成するにあたっての指針を示す。

本基準に示す内容は、セキュリティ・アクセシビリティ・ユーザビリティの確保を基本的な目的として、個別の要件を具体化するものである。本基準に準拠することによって上記の基本的な目的に反することになると思われる場合は、本来の目的を考慮し適宜判断すること。

1. 基本的動作とセキュリティ
2. アクセシビリティとユーザビリティ
3. 検索エンジン対応
4. 効率的な実装
5. プログラム開発を外部委託する場合の注意点

基本的動作とセキュリティ

アプリケーションを運用するサーバ、利用者の環境にセキュリティホールを作らず、様々なブラウザで正常な動作を行うため、以下の内容を守ること。

1. 作成を検討するアプリケーションについて、もし同機能または近い機能を備えたアプリケーションが既にある場合は、その既存アプリケーションを共同利用するよう努め、個別開発を極力避けること。特に、申し込みや意見募集等の簡易な送信画面については、外部向けには簡易申請システム、内部向けには共通アンケートフォームプログラムが既設で存在するため、それらの利用について最初に検討すること。
2. HTTP、SMTP 等のプロトコルその他そのアプリケーションが使用する技術について、その仕様により適切に処理すること。特に HTTP ステータスコードを適切に使い分けるよう注意を払うこと。
3. 出力する HTML は、原則として WEB ページ作成基準に準拠すること。ただし、庁内専用 Web サーバで運用する場合は、使用するページテンプレートについては YCAN Web ページテンプレートを使用すること。アプリケーションの動作上、HTML 4.01 Strict に準拠した構成とするとユーザビリティを損なうことになってしまう場合は、HTML 4.01 Transitional や HTML 4.01 Frameset を使用して良いものとするが、視覚障害者等の利用に支障が出る可能性があることについて、想定する利用者にとって問題とならないことを確認すること。
4. FORM における action 属性として mailto: スキームでの送信先指定は用いてはならない。
5. Web サーバにファイルをアップロードする機能を備える際、日本語等のマルチバイト文字が含まれるファイルがアップロードされた場合に、サーバ上では英数字のみで構成される別の物理ファイル名で格納するか、DBMS 上に格納し、生のマルチバイト文字がサーバ上で物理ファイル名として保存されないようにすること。また、そのファイルをユーザがダウンロードする際には、できる限

り元のマルチバイト文字のファイル名でダウンロードされるように配慮すること。

6. プログラムの中で意図的に出力する場合や、本当にエラーが発生した場合を除き、通常の正常動作時に **Web** サーバのエラーログに情報が出力されないようにすること。
7. 排他制御を適切に行い、同時に複数のアクセスがあっても矛盾のない処理を行うこと。
8. ユーザが **URL** を直接入力することによって、非公開のデータ等をプログラムを通さず直接覗けてしまうようなことがない作りとすること。
9. ユーザがプログラムへパラメータを直接渡すことによって、できてはならない操作ができてしまうようなことがない作りとすること。
10. その他、ユーザが受信した **HTML**、**JavaScript** 等のソースや **HTTP** ヘッダ等の通信内容を解析しても不正アクセスを行うための手がかりとなる情報を得られない作りとすること。
11. パスワード等の重要な情報は暗号化して保存すること。暗号化の手法は、特段の理由がない限り不可逆のハッシュとすること。
12. ブラウザやデータベース等から取り出すパラメータに想定外の文字列が入っていることを前提とした設計とし、**HTML** やファイルパス、シェルコマンド、**SQL** 等で特別な機能を持つ文字は、全て適切にエスケープすること。このエスケープは、入力時ではなく、**HTML** や **SQL** 等への埋め込む時等、アプリケーションの外部に渡す時に行うことを原則とすること。
13. 利用者が電子メールアドレスを入力する欄を設ける場合は、原則として管理者やその本人等、限定されたユーザ以外がそのアドレスを見ることができないようにすること。もしインターネット向けに不特定多数の利用者にも見せる必要がある場合は、アドレスの **@** を数値文字参照 **@** に変換するか、全角文字の**@**やその他全く異なる文字列等に変換して出力する等、迷惑メール対策に十分に気を配ること。
14. 個人情報や **ID**・パスワード、その他機密性の高い情報を送信する必要があるような **FORM** を設置する際は、**SSL** を利用すること。**SSL** を利用した **FORM** を作成する際は、**SSL** を利用したページと、**SSL** を利用しないページの両方を用意し、利用者が選択できるようにすること。**Web** サーバ証明書については、信頼済みルート証明機関として一般的なブラウザに登録済みの認証局か、**LGPKI Application CA** から発行を受けた証明書を利用すること。庁内の場合は、横浜市庁内認証局から発行を受けた証明書を利用すること。
15. サーバ証明書に **LGPKI** を利用する場合は、問題なく利用できるブラウザが **Windows XP** または **Mac OS X 10.4** 以降の **OS** 標準ブラウザ (**Internet Explorer** および **Safari**) に限られてしまう点に注意し、それ以外のブラウザ (**Firefox** や携帯電話等) でも利用される可能性がある場合は、ルート証明書の組み込み手順の解説や **SSL** 非対応の画面を用意する等の配慮を行うこと。
16. **SSL** を利用したページでは、**HTML** 本文だけでなく、そのページ内で使用される画像・**CSS**・**JavaScript** 等の部品の読み込みについても **SSL** でアクセスさせること。特に市共通ヘッダパーツ、**CSS** 等について **HTTP** の絶対 **URL** 表記で読み込む指定を行わないよう注意すること。
17. その他本文書に明記のない項目についても、情報処理推進機構 (**IPA**) が提供する「安全なウェブサイトの作り方」および「セキュア・プログラミング講座」また各時点での最新の情勢を踏まえ、セキュリティ対策に十分に気を配って作成したうえで、セキュリティテストを行い、脆弱性が無いことを確認すること。
18. 初期構築時に存在しなかった、または想定していなかったブラウザでの利用において、サービス稼働後、サービス利用そのものの可否に関わるような大きな問題点が発見された場合は、判明次第ブ

プログラムを適切に修正すること。

アクセシビリティとユーザビリティ（基本事項）

多様な環境で適切に利用可能なものとするため、以下の内容を守ること。

1. アドレスバー、ツールバー、ステータスバー等、ブラウザの基本的操作や情報提供に使用される領域を非表示にしたり、標準と異なる表示・動作をさせないこと。また、マウスボタン右クリック等によるコンテキストメニューの利用を阻害しないこと。ただし、ヘルプ表示を目的としたサブウィンドウ等、開かれた後は読んで閉じさせるだけの利用を想定した小さなポップアップウィンドウについてはこの限りではない。
2. 著しくユーザが不便を被る等の特殊な事情がない限り、ブラウザの既存ウィンドウサイズや位置をアプリケーション側で操作し変更したり、ユーザによる任意のサイズ変更やスクロールを行えない状態にしないこと。
3. 著しくユーザが不便を被る等の特殊な事情がない限り、新規ウィンドウのポップアップを行わないこと。やむを得ず行う場合は、メインウィンドウより小さいウィンドウサイズを指定し、既存ウィンドウに覆い被さるようなことがないようにすること。また、モーダルダイアログボックスとして表示することが望ましい。
4. 日付を選択するためのカレンダーをポップアップさせる場合は、別ウィンドウではなく、同一ウィンドウ内にレイヤーとして表示すること。
5. FORM における SUBMIT の種類 (METHOD) は GET メソッドを原則とし、サーバ側のデータの変更を伴うものについてのみ POST メソッドとすること。
6. ユーザの情報入力を伴わない単なる画面遷移等、A 要素による通常のリンクで実現できる内容は原則として通常の A 要素でリンクし、無闇に INPUT 要素や BUTTON 要素、JavaScript 等を使わないこと。ボタンのような見た目を表現したい場合は CSS で実現すること。
7. INPUT 要素や BUTTON 要素以外のリンクを CSS によってボタンのように見せかける時は、文字部分だけでなくボタンとして見せる矩形領域全体をクリックカブルにすること。またマウスオーバー時とクリック時の見た目に変化を与え、それがボタンであることや、押したことが解るようフィードバックすること。
8. 画像によるボタンはできる限り使用を控えること。もし使用する場合は、マウスオーバー時とクリック時の見た目に変化を与え、それがボタンであることや、押したことが解るようフィードバックすること。
9. サーバ側に持つセッション情報はログインユーザ情報等セキュリティ上必要最低限のもののみとし、画面遷移にかかわる情報は原則としてサーバ側に保持しないこと。また、Referer によるアクセス制限等も行わないこと。これにより、ユーザが任意に複数のウィンドウを開き、それぞれ並行して別々の操作を行うことを妨げないこと。
10. ユーザから入力されたデータに URL やメールアドレスと推測される文字列が含まれていた場合、特段の支障がない限り、表示時にハイパーリンクとして加工し出力すること。
11. 全市の情報をデータベース化し、まとめて一覧・検索等を行えるプログラムを作成する場合は、全

市単位だけでなく、区局単位で一覧・検索できる画面を用意すること。それは、ログインユーザにし
か見せないようなシステムの場合を除き、特段のセッション Cookie 等を持たないブラウザからでも
GET メソッドによる HTTP リクエストで閲覧できる状態にすること。また、その URL には ? を
含まないこと。

アクセシビリティとユーザビリティ (FORM 入力)

1. 画面設計にあたっては、初めて利用するユーザでも、画面の指示に従って入力してだけで重大な間違いのない結果が得られるように工夫すること。
2. 何か補足説明がなければ利用が困難な場合、それは別のマニュアルではなく、入力画面そのものに説明を併記するか、ポップアップするか、補足説明へのリンクを設けること。この補足説明は、後日プログラム本体に手を加えることなく修正できるような設計としておくこと。
3. 入力不足、不適切な入力、その他利用者が犯すミスで、その誤りを機械的に検出可能な場合は、プログラムが適切な警告を表示し、再入力を促すこと。再入力・修正を促すメッセージは、できる限り早いタイミングでユーザに知らせるように努めること。
4. ユーザによって半角カナ (JIS X 0201 片仮名) が入力された場合、原則としてプログラムが全角カナ (JIS X 0208 片仮名) に修正して処理すること。
5. ユーザによって「保土ヶ谷区」「都築区」が入力された場合は、原則としてプログラムが「保土ヶ谷区」「都筑区」に修正して処理すること。
6. ユーザによって機種依存文字 (JIS X 0208 で未定義とされている 9~15 区、85~92 区の文字、および JIS X 0213 で新規に定義された 2 面の文字) が入力された場合、理由を提示し入力を拒否 (修正を要求) するか、代替となる機種依存でない文字の組み合わせに自動的に変換して処理すること。なお、修正を要求する場合は、具体的にどの文字が機種依存文字なのかを明示すること。
7. 全角文字、半角文字の区別をユーザに行わせないこと。例えば、メールアドレス等、半角であることが必須であるフィールドに全角アルファベットを入力された場合、「半角文字で入力して下さい」等の表示を行うのではなく、プログラムが自動的に半角に変換すること。
8. 上記の例以外についても、ユーザに再入力を要求するまでもなくプログラムが自動的に修正することができる問題については、プログラムが自動的に修正すること。(修正したという事実を参考としてユーザに提供する必要がある場合は参考として表示しても構わない)
9. テキストボックスでユーザから入力を受けたデータの先頭や末尾に空白文字がついていた場合は、全角・半角問わず自動的に削除すること。ただし、検索以外の用途に用いる複数行入力欄で、各行頭で 1 つだけ使用されている全角空白文字に限り、削除しなくても良いものとする。
10. その入力結果が最終的に PRE 要素でフォーマット済みテキストとして表示されることを目的としたものである場合を除き、連続した空白文字は全角半角を問わず 1 つの半角空白にまとめること。ただし、検索以外の用途に用いる複数行入力欄で、各行頭で 1 つだけ使用されている全角空白文字に限り、半角に変換しなくても良いものとする。
11. ふりがな入力欄を設ける場合は、原則としてひらがなで入力させることとし、不必要にカタカナ入力を求めないこと。
12. 電話番号にハイフンを入れるかどうか等、複数の入力の仕方が想定されるテキストボックスには、どのように入力すべきかユーザが迷わずに済むよう、入力例を添えること。入力例については、読み上げを考慮し、テキストボックスより先に読み上げられる配置とすること。また、ハイフンを含

まない数字の羅列を期待する入力欄においてハイフンが含まれていた場合、エラーとするのではなくプログラムが自動的に削除することが望ましい。

13. 必須項目の入力漏れ等、ユーザに再入力を求めるような場合、「ブラウザの戻るボタンを押して下さい」という旨の画面を表示するのではなく、入力済みの項目があらかじめ埋まった画面を再表示したうえで、どのフィールドにどのような問題があるかを分かり易く表示すること。**JavaScript** の `history.back()` や、それに類する機能も使用しないこと。
14. ユーザの誤りを指摘する・修正するだけでなく、その前段として「どのような画面設計にすればユーザが間違いにくいかな」を考慮して設計すること。
15. **FORM** の入力に原則として時間制限を設けないこと。何らかの事情により入力時間に制限を設けざるを得ない場合は、あらかじめその旨を明記すること。
16. **FORM** の各入力要素、特にチェックボックスとラジオボタンには、**LABEL** 要素を使い、テキストとの関連を明示すること。
17. ユーザが情報を **POST** するための **FORM** を設置する際は、入力 **FORM** だけでなく、原則として内容確定前の確認画面、確認結果を訂正する画面、送信が完了したことを通知する画面も用意すること。
18. 複数画面に渡って流れが進むシステムでは、各画面において、そのフローが全部で何画面あり、今何画面目にいるのかを表示するよう努めること。
19. テキストボックスを持った **FORM** を設置する際、それがその画面の主たる機能である場合は、**JavaScript** を利用し、画面表示時に最初のテキストボックスに自動的にフォーカスさせること。
20. **FORM** での入力内容のチェックは、サーバ側でのチェックに加え、**SUBMIT** 時に **JavaScript** を用いて適宜エラーダイアログを表示し、実際にサーバに送信する前にユーザが問題点に気づけるようにするよう努めること。ただし、このような作りとした場合も、サーバ側でのチェックを省いてはならないことに注意すること。
21. **SUBMIT** ボタンは、原則としてその **FORM** の末尾に設置すること。末尾に設置したうえで、中間や上部にも設置することは構わない。
22. 明確な必要性が認められない限り、**RESET** ボタンを **FORM** に配置しないこと。

アクセシビリティとユーザビリティ (検索)

1. 検索機能は、全角と半角の違いや、大文字と小文字の違いを利用者が意識せず利用できるよう、検索語、検索対象双方を正規化して処理すること。
2. 検索機能を実装する場合において、空白文字が検索キーに含まれていた場合は、全角半角問わずそれを区切り文字として単語を分割し、**AND** 検索とすることを原則とすること。また、オプションで **OR** 検索、フレーズ検索等を選択できるようにすることが望ましい。

アクセシビリティとユーザビリティ (拡張機能)

1. 不特定多数のユーザがアクセスするアプリケーション (特にインターネット向けのもの) については、原則として **Web** 標準技術 (**HTML**、**CSS**、**JavaScript**) のみで利用可能なものとし、プラグイン、**ActiveX** コントロール、**Java** アプレット等、クライアントがバイナリプログラムをダウンロードし実行する仕組みは使用しないこと。標準技術以外のものを使用しなければ機能要件をどうしても実現できない場合や、使用しなければ著しくユーザビリティを損なう場合は、利用目的を明

確にし、使用するという旨とその目的をあらかじめ明示すること。また、利用するプログラム等は、ブラウザが警告を表示しない物を使用すること。

2. **JavaScript** (その他のクライアントサイドスクリプトも含む) の利用は、ユーザの利便性向上やその他付加機能追加等にのみ利用し、それが機能しない、またはその機能を無効化されたブラウザでアクセスした場合、多少使い勝手が悪くなくても基本機能は問題なく使えるよう考慮した作りによること。
3. 不特定多数の利用者向けサービスでも、高度なユーザビリティを実現するために **JavaScript** やプラグイン等の拡張機能の利用を必須とすることについて利用者の理解を得られると考えられる場合は上記の限りではないが、利用者向けの説明の中でその旨を明示するとともに、適切な代替手段を残す等の配慮を行うよう努めること。また、各拡張機能が使えない、または無効化されているブラウザでアクセスされている場合については、アプリケーション側でそれを判定し、有効化するための適切なアドバイスを表示すること。
4. 内部職員向け等、ユーザが特定される場合の場合は、高いユーザビリティを重視するために、想定するユーザのアクセシビリティを損なわない範囲で **Ajax** 等の **RIA** 技術を積極的に活用すること。
5. **Cookie** の利用は最小限に止めること。もし利用する場合は、利用者向けの説明の中でその旨と目的を明示すること。
6. 各種プラグイン、**JavaScript**、**Cookie** 等を利用する場合は、**Web** ページの作成基準 6-(2)に示す各ブラウザに加え、各ブラウザの1世代前のリリース版での動作確認を行い、正常動作することを確認すること。ただし、使用するユーザ環境が限定される場合においては、その想定されるユーザ環境のみで良いこととする。

検索エンジン対応

1. 市の全文検索システムや庁内の全文検索システム、その他インターネット上の **Web** ページ検索サービスでの検索でヒットした方が望ましいと思われるページを生成するプログラムについては、以下のように取り扱うこと。
 - ・プログラムへのパラメータ受け渡しには、サーバ内部での **URL** 書き換え機能 (**mod_rewrite**) を活用し、**URL** の外見上に **?** が現れないようにすること。**mod_rewrite** の利用が困難な場合は、パラメータの受け渡しに **PATH_INFO** を使用し、**QUERY_STRING** は使用しないこと。逆に、検索で見つけてもらう意味のないページについては、このような対応を取らず、**META** 要素や **robots.txt** 等を用いてロボットによる収集を拒否すること。
 - ・レスポンスヘッダで **Last-Modified** 情報を返すこと。また、**If-Modified-Since** ヘッダにも対応し、適切に処理することが望ましい。
 - ・**TITLE** 要素に適切な内容が挿入されるよう特に気を遣うこと。
2. 利用者にとって意味のある情報が存在しないページにロボットがアクセスし続けることのないように、リンクが無限・または半永久的にループするようなことがないようにすること。カレンダー形式で過去・未来に辿ることができる画面については特に注意すること。
3. 情報が存在しない、削除された、有効期間が過ぎた情報を指す **URL** へのアクセス要求があった場

合は、単に本文中でその旨を表示するだけでなく、HTTP レスポンスコード 404 や 410 を用いてそれが無効な URL であることを示すこと。

4. 同一の内容が異なる URL で表示されることをできる限り避けること。利用者の利便性向上その他特別な事情があり、複数の URL で同一コンテンツに案内することを可能としたい場合は、HTTP ステータスコード 301 を用いて 1 つの URL に転送するか、重複したコンテンツのページで META タグ等による検索エンジン避け設定および canonical 属性設定を活用し、最終的には 1 つのアドレスにアクセスが集約されるようにすること。

効率的な実装

サーバの負荷やユーザの快適性を保つため、以下の内容を守ること。

1. 小規模で簡易な物を除き、データ数が増えた場合に、それに比例してサーバ負荷が高くなるようなことがないように考慮したデータ構造とアルゴリズムを採用すること。RDB を用いる場合は、各列に適切な型を選択、必要十分かつ最小限な範囲でインデックスを付加し、またインデックスが適切に使用されるようなクエリを用いるようにすること。
2. プログラムのロジックを記述するファイルと画面表示用テンプレートファイルとをできる限り分離した設計とし、軽易な表示内容の変更は、HTML を理解している人間ならプログラムを理解していなくても行えるようにすること。
3. 頻繁にアクセスされるページは、ユーザからのアクセス要求がある度に動的にページを生成するのではなく、あらかじめ静的な HTML ファイルとして吐き出しておくか、生成済みの HTML をキャッシュしておく等の仕組みとし、サーバ負荷軽減に努めること。
4. 動的にページを生成する場合も、Last-Modified や If-Modified-Since ヘッダを活用し、無駄なトラフィックを避けるよう努めること。

プログラム開発を外部委託する場合の注意点

1. 発注者は、委託先の候補として選定する業者に見積書の提出を依頼する際には、仕様書の付則要件として本作成基準を添付し、契約後はこれを遵守させること。
2. Web アプリケーションの作成を受託した者は、本作成基準に準拠した成果物を収めること。なお、Web ページを自動生成する Web アプリケーション（イベントカレンダー・掲示板・ブログ等広義の CMS 全般）については、Web アプリケーション自体が本作成基準に準じるだけでなく、それを用いて作成される Web ページが必然的に本作成基準に準拠したものになるよう、UI やテンプレートを設計しなければならないことに注意すること。
3. 基準の一部を満たすことが不可能または困難な場合、契約前（見積書提出前）に前提条件を発注主に書面で提示し、発注者の了解を得ること。
4. 契約後、業務進行のうえで、本作成基準を満たすことによって逆にアクセシビリティ、ユーザビリティを損なうと思われる状況や、極めて高コストになる、作成基準そのものに疑義がある、その他

業務目的を達成するうえで本作成基準を満たすことが好ましくないと思われる状況が発生した場合は、受託者はその理由・根拠を明確にしたうえで発注主に報告し、その是非について、双方に記録の残る通信手段を利用して了承を得ること。なお、「開発が後期に差し掛かっており出戻りが大きい」というような趣旨のものは高コストになる理由として認められない。

5. また、発注主からの指示内容が作成基準に反する内容であった場合も、受託者はその旨を説明し、発注主の意思を確認すること。
6. 発注主は、契約前・契約後にかかわらず、上記の報告を受けた場合は、利用者にとってのアクセシビリティ・ユーザビリティを最優先に考え、その是非について判断すること。判断が困難と思われるものは、区局の Web ページ担当課や、IT 活用推進課担当に適宜相談しながら進めること。
7. 上記の手順を踏まずに作成基準に反した成果物を収めたことが判明した場合、その影響が僅かなものであっても、契約時に設定した瑕疵担保期間において発注主は委託先に対して全ての修正を求められるものとする。なお、修正にあたり、納品後発注主によって設定やコンテンツ等の更新が行われていた場合、その更新後の内容を維持したまま修正版を作成すること。

※ここでの書面とは、双方に記録が残る媒体であれば、電子メールで構わないものとする。口頭でのやりとりがあった場合は、原則として受託者が議事録案を作成・提出し、発注主の了承を得ること。

別紙 Web アプリケーションの脆弱性チェックリスト

本システムに混入しないよう対処を求める脆弱性は次のとおり。なお、各脆弱性の定義は「脆弱性名称の定義に関する参照先」にて確認すること。

「脆弱性名称の定義に関する参照先」の各 (1) ～ (3) で示す参照先記載内容は次のとおり。

- (1) IPA 『安全なウェブサイトの作り方 改訂第7版(2016年1月27日改訂)』のページと、章番号記載
<http://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>
- (2) CWE - Common Weakness Enumeration の CWE 番号¹を記載。※同サイトにおける脆弱性名称を一部和訳。
<http://cwe.mitre.org/>
- (3) IPA 『ウェブ健康診断仕様』のページと、識別記号記載
<http://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>

No	脆弱性名称	脆弱性名称の定義に関する参照先		
1	SQL インジェクション	(1)	P. 6 - 1.1	
		(2)	CWE-89	
		(3)	P. 9 - (A)	
2	OS コマンド・インジェクション	(1)	P. 10 - 1.2	
		(2)	CWE-78	
		(3)	P. 12 - (D)	
3	ディレクトリ・トラバーサル脆弱性	(1)	P. 13 - 1.3	
		(2)	CWE-98	
		(3)	P. 14 - (G)	
4	「ログイン機能」の不備		(①～④に該当するもの)	
	①	推測可能なセッション ID	(1)	P. 18 - 4-(i)
			(2)	CWE-330
			(3)	P. 18 - (K) - 2
	②	URL 埋め込みのセッション ID の外部への漏えい	(1)	P. 19 - 4-(ii)
			(2)	CWE-522
			(3)	P. 18 - (K) - 4, 5
	③	クッキーのセキュア属性不備	(1)	P. 19 - 4-(iii)
			(2)	CWE-614
			(3)	P. 18 (K) - 3
	④	セッション ID の固定化	(1)	P. 19 - 4-(iv)-a、P. 20 - 4-(iv)-b
			(2)	CWE-384
			(3)	P. 18 (K) - 1

No	脆弱性名称	脆弱性名称の定義に関する参照先
----	-------	-----------------

¹ IPA 共通脆弱性タイプ一覧 CWE 概説 <http://www.ipa.go.jp/security/vuln/CWE.html>

5	クロスサイト・スクリプティング(XSS)	(1)	P. 22 - 1. 5	
		(2)	CWE-79	
		(3)	P. 10 - (B)	
6	利用者の意図に反した実行の防止機能の不備	(①、②に該当するもの)		
		① クロスサイト・リクエスト・フォージェリ (CSRF)	(1)	P. 30 1. 6
			(2)	CWE-352
	(3)		P. 11 - (C)	
	② クリックジャッキング	(1)	P. 41 - 1. 9	
		(2)	該当なし	
(3)		該当なし		
7	メールヘッダ・インジェクション脆弱性	(1)	P38 - 1. 8	
		(2)	CWE-93	
		(3)	P. 13 - (F)	
8	「アクセス制御」と「認可処理」の不備	(次の①、②に該当するもの)		
		① アクセス制御	(1)	P. 46 - 1. 11. 1
			(2)	CWE-284
	(3)		P. 20 - (L)	
	② 認可処理	(1)	P. 46 - 1. 11. 2	
		(2)	CWE-264	
(3)		P. 20 - (L)		
9	HTTP ヘッダ・インジェクション	(1)	P. 34 - 1. 7	
		(2)	CWE-113	
		(3)	P. 16 - (I)	
10	eval インジェクション	(1)	該当なし	
		(2)	CWE-95	
		(3)	該当なし	
11	競合状態の脆弱性	(1)	該当なし	
		(2)	CWE-366	
		(3)	該当なし	
12	意図しないファイル公開	(1)	該当なし	
		(2)	CWE-425 、CWE-548	
		(3)	P. 13 - (E)	

No	脆弱性名称	脆弱性名称の定義に関する参照先
----	-------	-----------------

13	アップロードファイルによるサーバ側スクリプト実行	(1)	該当なし
		(2)	CWE-434
		(3)	該当なし
14	秘密情報表示時のキャッシュ不停止	(1)	該当なし
		(2)	CWE-524
		(3)	該当なし
15	オープンリダイレクタ脆弱性(意図しないリダイレクト)	(1)	該当なし
		(2)	CWE-601
		(3)	P. 15 - (H)
16	クローラへの耐性	(1)	該当なし
		(2)	該当なし
		(3)	P. 21 - (M)